○中部地方整備局告示第八十六号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十八年五月九日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十八年六月十三日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

建築基準法第68条の25第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：担体流動循環方式

製造者の住所・氏名	愛知県名古屋市南区鶴里町３―11　中衛工業株式会社 代表取締役社長　関谷　俊征
工場の所在地及び名称	滋賀県湖南市高松町２―１　株式会社クボタ　滋賀工場 茨城県北茨城市磯原町上相田1099―46　日東電気株式会社　磯原工場 沖縄県うるま市具志川3445番地　有限会社三和工業 兵庫県佐用郡佐用町久崎580番地　池田化成工業株式会社　上月工場 滋賀県甲賀市水口町下山40―１　株式会社吉中化成

認定番号	浄化槽の名称
５―16―Ｈ―004	ＣＨＵＥＩ　ＯＭⅡ―12型
〃　―１	ＯＭⅡ―14型
〃　―２	ＯＭⅡ―15型
〃　―３	ＯＭⅡ―16型
〃　―４	ＯＭⅡ―18型
〃　―５	ＯＭⅡ―20型
〃　―６	ＯＭⅡ―21型
〃　―７	ＯＭⅡ―25型
〃　―８	ＯＭⅡ―30型
〃　―９	ＯＭⅡ―35型
〃　―10	ＯＭⅡ―40型
〃　―11	ＯＭⅡ―45型
〃　―12	ＯＭⅡ―50型

○四国地方整備局告示第八十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、吉野川水系吉野川、旧吉野川及び今切川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成十四年八月三十日四国地方整備局告示第九十二号及び平成十九年三月三十日四国地方整備局告示第三十七号は、廃止する。

平成二十八年六月十三日　四国地方整備局長　石橋　良啓

○北海道開発局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十二号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡苫前町字力昼三二〇番から同町字力昼三〇四番一まで	前	二二・〇八～一〇一・一一（メートル）	〇・二七二（キロメートル）
	後	三三・六九～一〇六・六二（メートル）	〇・二七二（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十一号及び二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道河東郡士幌町字士幌西二線一三五番七から同町字士幌西二線一三五番九まで	前	二一・八一～二一・八二（メートル）	〇・〇六四（キロメートル）
	後	二一・八二～一一七・一一（メートル）	〇・〇六四（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月十三日　北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十六号	北海道幌泉郡えりも町字歌別一〇七四番から同町字歌別五九五番一まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
〃	北海道幌泉郡えりも町字庶野七二四番一地内	〃
〃	北海道幌泉郡えりも町字庶野七七一番一地内	〃

供用開始の期日　平成二十八年六月十三日

○兵庫県公安委員会告示第百七十五号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十八年六月二十三日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十八年六月十三日　兵庫県公安委員会委員長　辰馬　章夫

一　名称　六代目山口組

二　主たる事務所の所在地　兵庫県神戸市灘区篠原本町四丁目三番一号

三　代表する者の氏名　篠田建市

四　代表する者の住所　愛知県名古屋市中村区宿跡町一丁目五十五番地の一

五　指定番号　六三一六―二（平成二十五年六月十七日兵庫県公安委員会告示第百九十六号により公示した指定番号六三一三―一）